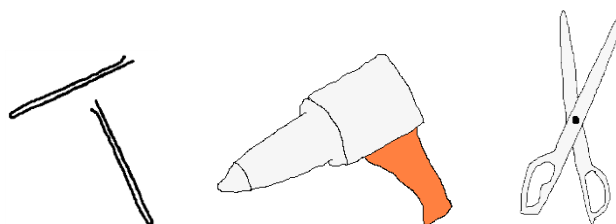


# 美容所のてびき



---

江戸川区江戸川保健所  
生活衛生課 環境衛生係

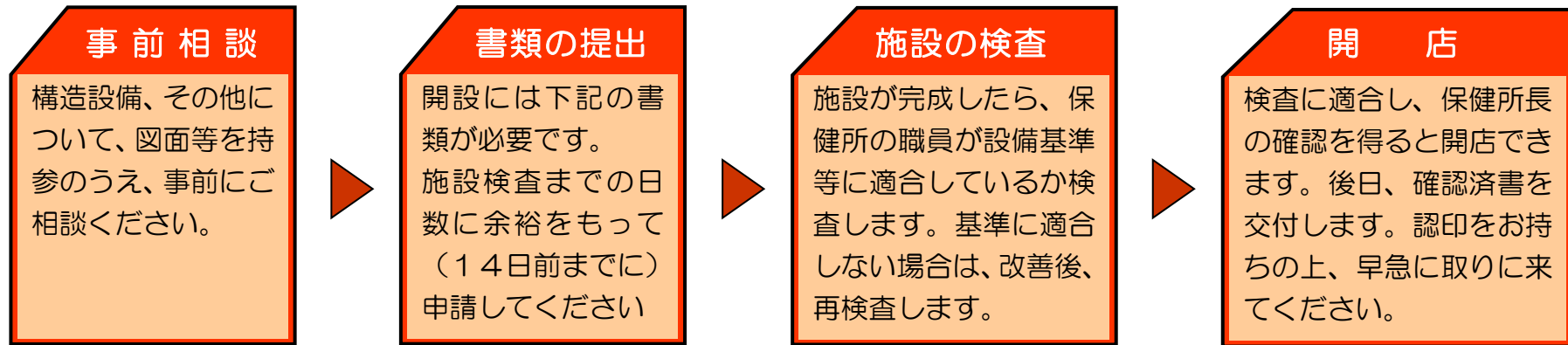
〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 3-23-3 小岩健康サポートセンター内

電話 03-3658-3177 (内線 41~43)

ファックス 03-3671-5798

R5.12.13 現在

## 美容所開設までの手続き

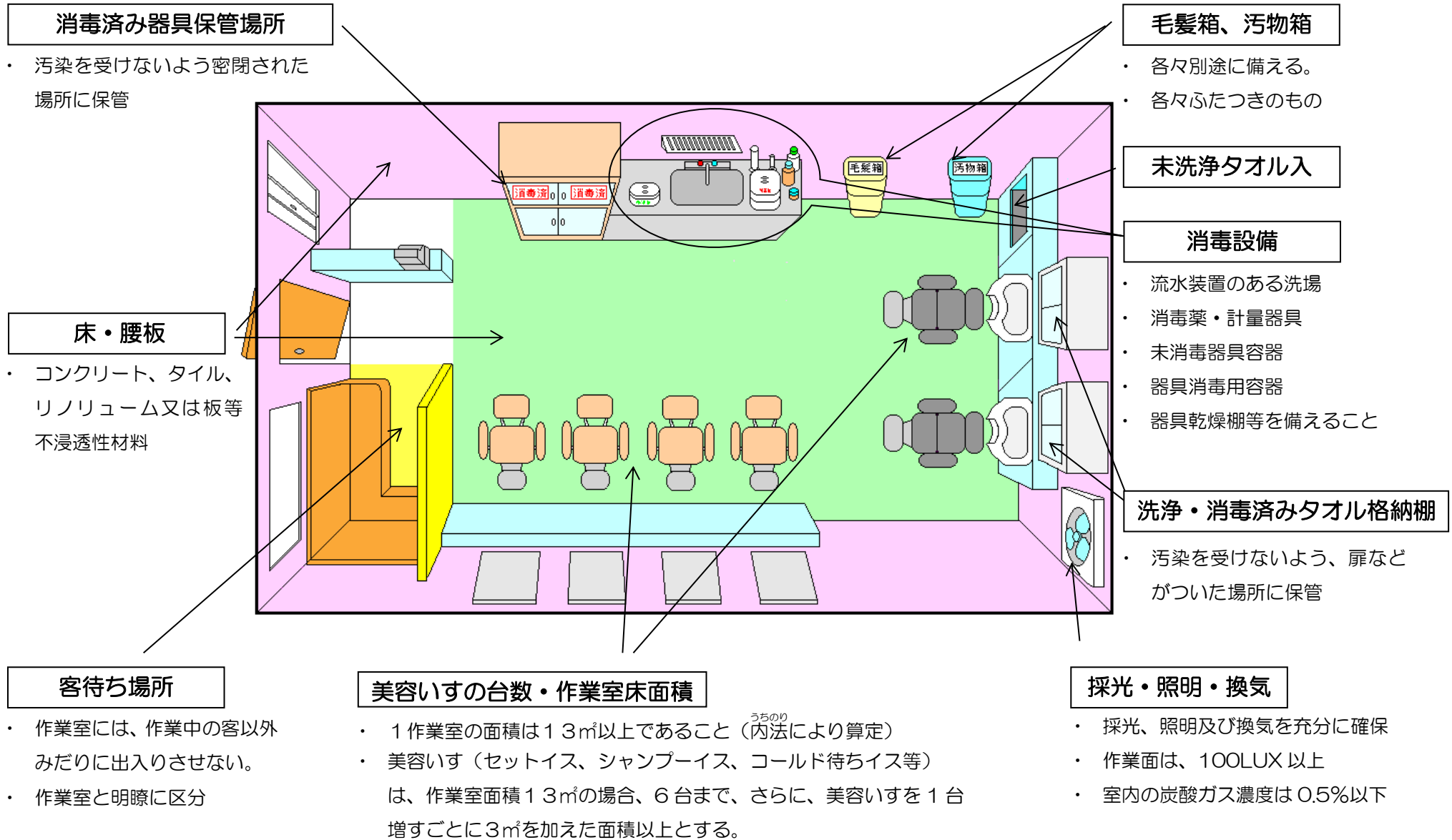


※検査日から開店（確認が下りる）まで概ね7日間かかります。

## 開設時に必要な書類

- ① 開設届
- ② 構造設備の概要
  - ❖ 施設の平面図
- ③ 従業者名簿
  - ❖ 有資格者の免許証：本証提示
  - ❖ 有資格者は医師による診断書（結核・伝染性皮膚疾患の有無がわかる、3か月以内のもの）
  - ❖ 管理美容師の講習修了証（有資格者が複数人いる場合）：本証提示
- ④ 検査手数料（24,050円）
- ⑤ 法人の登記事項証明書（開設者が法人の場合）：原本提示（6か月以内のもの）
- ⑥ 国籍等の記載がある住民票の写し（開設者が外国人の場合）

# (例) 美容所 構造設備概要



**美容所の各種申請・届出手続きについて**  
～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ **新規開設届**

- ✕ 新しく理容所を経営
- ✕ 施設を移転（仮店舗も含む）
- ✕ 施設を大規模に増改築
- ✕ 施設を建て替え 等

必要書類

- \* 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ **変更届**

- ✕ 法人代表者が変更
- ✕ 施設を小規模に増改築 等

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。  
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、面積算定にかかわるもの（イスの数など）となります。

**\*施設の変更は事前に保健所に相談してください。**

必要書類

- \* 変更届
- \* 変更した内容のわかる書類  
(履歴事項全部証明書（法人の場合）、施設設備図面等)

◆ **承継届**

- ✕ 譲渡により開設者の地位を承継した。
- ✕ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ✕ 法人が合併または分割により承継した。

必要書類

【譲渡】

- \* 承継届
- \* 営業の譲渡が行われたことを証する書類  
(譲受人が外国人の場合)
- \* 住民票の写し  
(譲受人が法人の場合)
- \* 登記事項証明書（発行後6か月以内）

【相続】

- \* 承継届
- \* 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書  
又は法定相続情報一覧図の写し
- \* 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）  
被相続人死亡後、遅滞なく（60日程度）届出をしてください。

【合併・分割】

- \* 承継届
- \* 履歴事項全部証明書（合併又は分割登記後）

### ◆ 従業者変更届

✕従業者の新規雇用、異動、退職等

必要書類

- \* 従業者変更届
- \* 有資格者の免許証（本証提示）、医師による診断書（結核と伝染性皮膚疾患の有無がわかる3か月以内に発行のもの）

### ◆ 廃止届

✕営業をやめた。等

必要書類

- \* 廃止届

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。

# 器具類の洗浄と消毒方法

カミソリや血液の付着した器具類  
また血液が付着した疑いのある器具類

十分に洗浄する

エタノールによる消毒

76.9~81.4%

次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

0.1%以上

煮沸消毒器による消毒

沸騰させる

溶液中に10分以上浸す

2分以上煮沸する

血液が付着した  
タオル類は破棄する

消毒する場合は洗浄後

上の消毒法に  
替えてもよい

血液が付着した疑いのない  
器具・タオル類

十分に洗浄する

逆性石ケン液

0.1%以上\*1

グルコン酸クロルヘキシジン

0.05%以上

両性界面活性剤

0.1%以上\*1

次亜塩素酸ナトリウム

0.01%以上\*2

エタノール

76.9~81.4%

蒸気消毒

80℃を超える蒸気

紫外線照射

85 $\mu$ w/cm<sup>2</sup>以上

溶液中に10分以上浸す

綿に含ませて拭く

10分以上触れさせる

20分以上照射

消毒薬を洗い流し、乾燥する

保管庫や器具棚へ収納する

\*1 0.1~0.2%を目安とする。 \*2 0.01~0.1%を目安とする。

## 美容所の衛生管理

器具・タオル類の清潔	ハサミ・クシ・ブラシ・タオル等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したものを使用すること
器具・タオル類の保管	洗浄・消毒済みの器具・タオル類は使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管すること (洗浄・消毒済みの器具・タオル類はホコリなどが入らないように蓋付きの専用容器や戸棚に保管)
施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つこと 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めること
空気環境	開放型暖房器具等（石油ストーブなど）を使用するときは、定期的に換気すること
作業衣等	作業中は清潔な作業衣を着用し、顔面作業の際はマスクをすること
身体の清潔	一客ごとの作業前後に手指を消毒する等、身体は、常に清潔に保つこと

## 関係機関一覧

美容師試験・免許証・管理美容師講習会に関すること		
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター	〒151-8602 東京都渋谷区笹塚 2-1-6JMF ビル笹塚 01	Tel 免許登録：03-5579-6878 管理講習：03-5579-6115
経営相談・融資相談・Sマーク等に関すること		
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター	〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	Tel 03-3445-8751